

ちょっとひといき

私が半年以上ランニングを続けられた理由の秘密兵器をご紹介します。それはランニング用のシューズでもなく、上下のトレーニングウェアという名のただのジャージでもなく、はたまたプロテインでもありません(笑)。その秘密兵器はスマートウォッチです。腕時計型で時間が確認できるだけでなく、携帯電話と連動させることで着信やメール等の通知が手元でわかるという便利なものです。その機能にひかれて、iPhoneと互換性が高いアップルウォッチを購入しました。それが運動にも活用できると知ったのは走り始めてからでした。ワークアウトというアプリを起動させると、ランニングやウォーキングなどの運動を記録できるという事を走り始めてから初めて知ったのです。そのアプリは走行距離、走行時間、走行ペース(速度)、消費カロリー、心拍数、走ったコースなどが一目でわかるという優れたものです。そして1ヶ月間の走行距離、消費カロリー、ランニング時間など自分がどのくらい走れたのか、そしてまた前回走った時との比較など自分のモチベーションアップに最適なアプリでした。手もとの時計で記録された情報が自身の携帯で見る事が出来るため、次回の目標が立てやすくなり、ただ闇雲に走るだけではなくりました。さらに！！私が持っていたワイヤレスイヤホンと連動させる事で携帯や音楽プレーヤーを持たずに時計とイヤホンだけで好きな音楽を聴きながらランニングが出来るという、これ以上ないランニング環境が出来上がったのです。



時計とワイヤレスイヤホンに支えられ、私のランニング習慣は半年を越えて継続中です。腰痛改善のために始めたランニングを続ける事で、以前は気にしていなかった食事や睡眠などにも気をつかうようになりました。その結果自分の健康を見直すことになり、いいことづくめです。3回にわたってお届けした私のちょっとランニングのコーナーも今回で終了となります。お付き合いいただきありがとうございました。



首藤亮太

笑ってください

我々ドリーマースタッフは、スーツ姿で業務に取り組んでいます。病院へ故人様をお迎へにあがる時も、背丈の倍以上ある白木祭壇を組み立てる時も、夏の暑い日や、冬の寒い日も。正直、作業服やジャージの方が都合の良い場面も少なくないのですが、そこは接客業。いつお客様と接する機会があるかわからない為、必ずスーツ姿で臨みます。

入社した頃の私は当時リクルートスーツと他一着しか持っておらず、先輩方と比べ、何となく物寂しさを感じていました。その反動か、4年目となった今では10着ほどのスーツを着まわすようになりました。中でもお気に入りにはSTOVEL&MASONの一着です。表は一般的な黒地にグレーのストライプですが、ブラウンの裏地の肩口や内ポケットなど裏地に所々あしらわれている深緋(黒みの強い赤色)の生地が時折光り、大人になった気分させてくれるこの冬愛用の一着となっております。さてスーツとは、布地を糸で縫い合わせて作られているわけですが、そんなものに強い力が加かっただらうなってしまうでしょうか。今回は、そんなお話です。



ある寒い日のご葬儀でした。無事に火葬を終え、ご自宅へ届け物に伺いました。大型の後飾り段が必要ではない宗派だった為、ご自宅にあるテレビ台を使って祭壇を設営することとなりました。お家の方から「重いですよ」という忠告を頂いていたのですが、大丈夫だろうとテレビ台を持ち上げたその時、スラックスのお尻の縫い目が広がる確かな感覚がありました。先輩方から話には聞いていたが、「当家さんの目の前でズボンが裂ける」という『葬儀社あるある』に自分自身が直面した時、いったいどうするのが正解だったのでしょうか…。

「もしかしたらばれてないんじゃないか」「隠す方が返って不格好なんじゃないか」と、永遠にも思える長い一瞬が過ぎた後、私の取った選択は「諦める」ことでした。前方にはご遺骨、後方にはご遺族。逃げ場はありません。幸いにも設置作業は終盤だったため、一息に設営を終え足早にご自宅を後にしたのですが、これが自宅到着直後だったらと思うと今でも冷や汗ものです。忘れられない冬の一幕となったのです。



松森啓佑

生命保険にかかる税金

前回(12月号)「相続対策に役立つ生命保険の活用」で、生命保険に加入するメリットをご紹介します。そちらもご覧ください。

生命保険は、①契約者(保険会社と契約して保険料を支払う人)、②被保険者(保険の対象者)、③保険金受取人、を決めて契約します。被保険者の死亡によって支払われる保険金は、①②③が誰なのかによって課税される税金の種類が異なります。また契約者は、書類上契約者とされているのが誰かではなく、実際に保険料を支払っていたのは誰かが重視されます。

(A) 契約者と被保険者が同一⇒相続税(例:①父 ②父 ③家族)

父が自分で保険に加入し、相続人である妻や子を受取人とする形で、最も一般的な加入の仕方です。保険金は相続財産とみなされ相続税の課税対象となりますが、相続人には非課税枠(500万円×法定相続人の数)があります。ただし、受取人が相続人でない場合(例えば孫)、この非課税枠はありません。また、保険金を受け取ることにより、相続開始前3年以内の父から孫への贈与財産も相続財産に組み込まれてしまいます。さらに、孫が納める税金は2割加算されるので注意が必要です。相続財産が少なく相続税のかからない場合は、孫を受取人にしても相続税の問題はありません。

(B) 契約者と受取人が同一⇒所得税と住民税(例:①子 ②父 ③子)

子が父に保険をかけ、自分で保険金を受け取る形です。保険金は子の一時所得となり、所得税と住民税がかかります。

(C) 契約者・被保険者・受取人の3者が異なる⇒贈与税(例:①母 ②父 ③子)

母が父に保険をかけて保険料を支払い、子を受取人とする形です。この場合は贈与税がかかり、税負担が非常に重くなります。契約の形を見直すことをお勧めします。

【名義保険】

名義保険とは、契約者と実際の保険料負担者が異なる保険契約のことです。契約者の名義が子で、実際は被相続人の父が保険料を支払った名義保険は、父の「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。税金の額は父の死亡の時点で、仮に解約した場合に戻ってくる金額をもとに計算されます。

大切な財産を守るため、ご不明な点はぜひ一度専門家にご相談下さい。

JBAグループ

業績拡大につき

ドリーマー社員大募集!!



お仕事を考える方!! 私たちと一緒に働きましょう!! 未経験からはじめたスタッフがほとんどです。知識経験がなくてもマンツーマン指導でしっかりと仕事を覚えることが出来る環境です。ご連絡をお待ちしております。



【正社員】 葬祭部 基本給 187,000円～293,000円(その他諸手当あり)
(休日/月7日、有給あり、賞与年2回、社保完備)

【葬祭献茶スタッフ】 時給 1,000円～1,200円(研修期間有り)

セレモニーにおける会館でのお飲み物のお配りや、式場のご案内など接客が主な仕事です。

まずはお電話を!!

募集に関するお問い合わせは
0897-35-1110
担当 戸田

まほろば

3月
令和4年

第96号

53th
SINCE 1960
Creative corporation



株式会社ドリーマー
ご葬儀かわら版

0120
44-5880